

令和8年9月4日

四万十市長 山下 元一郎 様

四万十市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 曾 根 寧 之



行政情報の非公開決定に係る審査請求に関する諮問（令和8年度諮問第1号）について（答申）

令和8年7月16日付け8四総第160号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

第一 審査会の結論

四万十市長（以下「実施機関」という。）が令和8年6月12日付けで行った行政情報一部公開決定（8四企第105号）は、妥当である。

第二 審査請求の経過

- 1 令和8年5月25日、審査請求人は、実施機関に対し、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和8年6月12日、実施機関は、条例第11条第3項の規定により、行政情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和8年7月2日、審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、条例第15条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和8年7月10日、実施機関は、四万十市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年四万十市条例第2号。以下「審査会条例」という。）第8条の規定により、弁明書を提出した。
- 5 令和8年7月16日、実施機関は、条例第17条の規定により、本件審査請求について、四万十市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 6 令和8年7月30日、審査請求人は、審査会条例第8条の規定により、実施機関の弁明書に対する反論書を提出した。
- 7 令和8年8月18日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、審査請求人及び実施機関の職員から意見を聴いた。

第三 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、概ね次のように主張している。

1 審査請求書における主張

本市の大学誘致計画は、令和5年4月の開学を目指し、8月末の文科省認可予定、9月着工の施設整備工事計画とタイトでリスクのあるスケジュールの中、令和4年8月23日に文部科学省が学校法人京都市英館（以下「学校法人」という。）の提出資料に対し補正を求めていることについて、同年8月24日に学校法人から市が受けた報告（以下「本件報告」とい。）を受けた記録（以下「本件記録」という。）は、約6億円にのぼる公金の使途を決定する根拠となった文書である。適正な行政手続き、公務をしていれば、本件記録は作成、保管されている筈である。行政文書の管理体制の瑕疵や隠蔽がなければ「不存在」になることはない。

このため、本件請求に対し実施機関が行った本件処分（日程表（令和4年8月24日（水）市長、副市長）のみの公開）を取り消し、本件請求に係る全ての情報の公開を求める

2 反論書及び意見陳述における主張

(1) 実施機関の「不存在」主張における矛盾と行政管理上の責任

本件報告は、市の大学誘致事業の存廃に関わる重大な許認可についての報告である。約6億円の公金支出や事業の継続を左右する極めて重要な局面であるにもかかわらず、「メモや記録が一切存在しない」というのは、組織的な公文書管理として、著しく不自然であり、職務怠慢または記録の隠蔽（あるいは管理の瑕疵）に当たるのではないかと主張している。

実施機関は、記録が不存在である以上公開することはできないとするが、本来作成されるべき公文書がなぜ作成・保管されていないのかその理由を説明すべきである。

(2) 時系列の客観的事実と、面談報告の「強い関連性」について

実施機関は客観的事実の一部を認めつつ、本件報告と工事契約等の関連性を否認しているが、文部科学省からの「審査意見書」の通知を受けた直後に、本件報告が行われ、その翌日に巨額な工事契約を締結し先議の提案が行われている。市が「簡易なものと聞いていた」と説明しながらもこれほど重大な意思決定を行っていること自体、本件報告が極めて重要で具体的な内容を伴うものであった事の証であり、関連性を否定することはできない。

(3) 開示された「日程表」と情報の欠落

実施機関が公開した「日程表」には、9時38分から市長室で報告を受け、市長が報告を受けたのは9時59分までの21分間と記録されている。一方、副市長及び学校法人の2名が市長室を退出した時刻は記録されていないことが確認できる。大学誘致推進室長が議会で内容を説明している以上、そこに至る調整過程や、面談時に使用された資料など周辺情報が存在する筈である。口頭のみで行われ記録が一切ないとする主張は適正な公務をしていない事になる。

(4) 行政情報の過去の非公開決定との矛盾

審査請求人等がこれまで行ってきた同種、関連情報の公開請求に対し、実施機関は一貫して「不存在」としてきたが、今回の一部公開を含め、情報の有無や不開示理由の適用（プライバシー保護等を理由とした一部公開）において一貫性を欠いており情報の隠蔽や管理体制の矛盾が露呈している。

第四 実施機関の主張要旨

実施機関は、概ね次のように主張している。

1 弁明書における主張

実施機関が行った本件処分は、令和8年5月25日に請求人から提出のあった情報公開請求書について、その請求する行政情報内容に該当する行政情報を検索した結果、対象となる行政情報を特定し、その一部を非公開とし通知したものであり、本件処分の判断について問題はないと考える。

本件審査請求の趣旨において、本件処分を取り消し、全て公開することを求めているが、既に特定されている行政情報以外の行政情報が不存在である場合は、これ以上公開することができない。

2 意見陳述における主張

当時の市担当者2名、そして本件報告に同席した当時の副市長にも確認したが、本件記録は作成していないとのことであった。また、大学誘致関連の簿冊やファイルサーバーを探したが、本件記録に係る文書、データは見つからなかった。更に、本件報告を受けた令和4年8月24日を起点とし、その前後一定期間の間（同年8月23日～8月31日）においてファイルサーバー内に作成・更新されたファイルを確認したが、本件記録に係る行政情報は見つからなかった。

また、学校法人側が本件記録に係る文書等を作成し、その提供を受けた可能性についても調査を行ったが、文書、データ、共に学校法人から提供を受けた履歴は確認できなかった。

第五 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「市民の知る権利として、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保障することにより、市政への参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

2 本件審査請求について

本件請求は、審査請求人が、本件記録の公開を求めたものである。

これに対し、実施機関は、本件請求に該当する行政情報を検索した結果、対象となる行政情報を特定し、その一部を非公開として本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件記録は約6億円にのぼる公金の使途を決定する根拠となった文書であり、適正な行政手続き、公務をしていれば、本件記録は作成、保管されている筈である。行政文書の管理体制の瑕疵や隠蔽がなければ「不存在」になることはない、等の主張から本件審査請求を行ったものである。

3 本件審査請求に係る行政情報の存否について

本件処分は、本件請求に係る行政情報について、実施機関が「行政情報不存在」として非公開決定を行ったものであることから、審査会においては、当該行政情報が存在するか否かについて検討する。

審査請求人は、本件報告が極めて重要な局面であるにもかかわらず、「メモや記録が一切存在しない」というのは、組織的な公文書管理として、著しく不自然であるなどと主張しているが、本件請求に係る行政情報の存在を裏付ける具体的な根拠を示すものではない。

一方、実施機関は、本件請求に係る行政情報を探索した結果、対象となる行政情報を特定し、その一部を非公開として本件処分を行ったものであり、これ以上公開する情報はないと主張する。また、本件審査請求への対応にあたり、当時の担当者等への確認、文書・データ上の確認、学校法人側からの文書等の提供可能性等についても確認を行ったが、本件記録に係る行政情報は見つからなかったと主張する。

審査会としては、審査請求人の主張、実施機関の主張に基づき検討を行ったところ、本件請求に係る行政情報について、審査請求人の主張を肯定することにつながるような事実を認めることができない以上、合理的な根拠もなく、実施機関の主張を覆す判断を行うことはできないと判断する。

よって、審査請求人が公開を求める本件請求に係る行政情報は、存在しないと認めるのが相当である。なお、審査会は、本件請求に係る行政文書が不存在であることの当・不当を判断するものではないことを、念のため申し添える。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、審査会は、本件処分については妥当であるとの結論に達し、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。